

第 10 回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 事項書

平成 25 年 4 月 5 日 (金) 13:00～

301 委員会室

- 1 正副座長たたき台案の検討
- 2 条例素案
- 3 その他

【資料】

- 資料 1 正副座長たたき台案
- 資料 2 情報の提供等 (修正案)
- 資料 3 定義 (案)
- 資料 4 目的 (修正案)
- 資料 5 前文 (案)
- 資料 6 条例名 (案)
- 資料 7 イメージ図

正副座長たたき台案

※網掛及び取消線部は、検討済事項

1 前文

【第5回検討結果】全体の内容確定後に検討を行う。

※盛り込む内容をどうするか。

- ・「法律による厳罰化が進むが、飲酒運転による事故がなくなる」
- ・「飲酒運転の根絶を図る」
- ・「規範意識の定着」
- ・「飲酒運転は犯罪である」(※要検討) 【第9回検討結果】

など

2 目的

【第5回検討結果】全体の内容確定後に検討を行う。

飲酒運転に対する法律による厳罰化が進むにもかかわらず、いまだ県内における飲酒運転による事故がなくなることに鑑み、県の責務を明らかにするとともに、基本方針基本計画の策定、教育及び知識の普及、受診義務その他必要な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶を図り、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

3 責務及び努力

(1) 県の責務

ア 県は、飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【第5回検討結果】案通り。

イ 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に関して、必要な支援を行うものとする。

【第5回検討結果】案通り。

※市町との連携を規定するか。

【第5回検討結果】
規定しない。ただし、個別的議論の中で必要が生じた場合は再度、議論を行う。

② 県民の努力 【第7回検討結果】「責務」ではなく「努力」とする。

県民は、~~県が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。~~

県民は、飲酒運転の根絶に関する取組を自ら進んで行うよう努めるとともに、~~県その他の者が実施する飲酒運転の根絶に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。~~

【第7,9回検討結果】

(第7回検討による追加論点)

※「県が実施する」と県だけに限定するか。

【第8回検討結果】限定しない。

※どの程度まで盛り込むか。

①施策への協力

②施策への協力 + 自主的な取組

③施策への協力 + 自主的な取組 + 通報

【第5回検討結果】議論継続 (※県外調査事項)

【第6回検討結果】②とする。

③ 事業者の努力 【第7回検討結果】「責務」ではなく「努力」とする

~~事業者は、その事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転の根絶に資するための取組を行うよう努めるものとする。~~

ア 事業者は、その事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転の根絶に関する取組を行うよう努めるものとする。

イ 飲食店営業者は、アの取組を行うに当たっては、酒類の提供を受ける者が提供された場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

ウ 酒類販売業者は、アの取組を行うに当たっては、酒類の購入をする者が購入した場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

【第8回検討結果】

~~※どの程度まで盛り込むか。~~

~~・特定事業者について規定するか。規定する場合、特定事業者ごとに、どのような内容とするか（例：文書掲示）。~~

【第7回検討結果】

「飲食店営業者」及び「酒類販売業者」については、規定する。

~~・従業員教育を規定するか。~~

【第7回検討結果】 規定しない。

~~※公務者の率先垂範を規定するか。~~

【第7回検討結果】 規定しない。

4 基本方針基本計画 **【第7回検討結果】「基本方針」ではなく「基本計画」とする。**

- (1) 県は、3(1)の飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を推進するための基本方針基本計画を定めなければならない。
- (2) 基本方針基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ア 教育及び知識の普及(※5)に関する事項
 - イ 再発防止のための措置(※6)及び受診義務(※7)に関する事項
 - ウ その他飲酒運転の根絶に関して必要な事項
- (3) 知事は、基本方針基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- (4) 知事は、毎年1回、基本方針基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

※基本方針の策定及び変更につき、議決対象とするか。

【第7回検討結果】 議決対象としない。

※数値目標を設定するか。設定する場合、何に対する数値目標とするか。

【第7回検討結果】 数値目標は設定しない。

5 教育及び知識の普及

- (1) 県は、飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

【第7回検討結果】

教育及び知識の普及が規範意識の定着のためでもある旨を前文で表現する。

- (2) 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うよう努めるものとする。

【第7回検討結果】

「行うものとする」に変更。

【第8回検討結果】

「行うものとする」について、関係者の意見を聴いたうえで必要とあれば、「努めるものとする」に戻す。

(第7回検討による追加論点)

※「大学」も例示するか。

【第8回検討結果】 例示しない。

※重点取締区域を設けるか。

【第7回検討結果】

県警の意見も聴取し参考とする。

6 再発防止のための措置

県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための教育その他必要な措置を講ずるものとする。

7 受診義務

(1) 飲酒運転違反者は、県が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受けなければならない。

※規則で定める者については、除く。

(2) 県は、医療機関の指定、診断基準等(1)の診断に関して必要な事項を定めなければならない。

(3) 県は、飲酒運転違反者が(1)の診断を受けない場合には、その家族に対し、飲酒運転違反者に(1)の診断を受けるよう要請する等必要な協力を求めることができるものとする。

(4) (1)の診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断された者に対して、アルコール依存症の治療に関する助言を行うことができるものとする。

【第8回検討結果】

受診義務の例外規定を設ける。

8 相談

県は、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等からの相談に応じるなど必要な措置を講ずるものとする。

(第7回検討による追加論点)

※「飲酒運転をした者」も書き込むか。

【第8回検討結果】「おそれのある者」で読み込めるため書き込まない。

*教育等を通じての飲酒運転を「根絶」という方向性から、「被害者からの相談」から変更。

(参考) 被害者の支援としては、犯罪被害者支援センターなどがある。

9 情報提供

県は、〇〇のため、△△に関する情報を提供するものとする。

【第8回検討結果】

- ・正副座長案を作成のうえ、検討する。
- ・県警の意見も聴取し参考とする。

※情報提供の目的をどう捉えるか。

※誰に対し、どのような内容の情報を提供するか。

例（誰に対し）：県民 市町 事業者

例（内容）：検挙者数 事故件数 など

*参考 4(4)（施策の実施状況についての公表）

10 飲酒運転根絶の日

(1) 県民の間に広く飲酒運転の根絶についての理解と関心を深めるため、飲酒運転根絶の日を設ける。

(2) 飲酒運転根絶の日は、〇月〇日とする。

【第9回検討結果】

パブリックコメント前までには決定する。

(3) 県は、飲酒運転根絶の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

【第8回検討結果】

1011 表彰

県は、飲酒運転の根絶に関する取組に関して、顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

【第8回検討結果】案通り。

1012 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県規則、三重県教育委員会規則又は公安委員会規則で定める。

【第8回検討結果】案通り。

情報の提供等（修正案）

9 情報の提供等

県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に資するため、飲酒運転の状況に関する情報の収集、整理及び分析並びにを行い、適宜、その結果の提供を行うものとする。

定義（案）

「飲酒運転」：酒気を帯びて自動車等を運転する行為

「自動車等」：道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車及び同項第十一号の二に規定する自転車

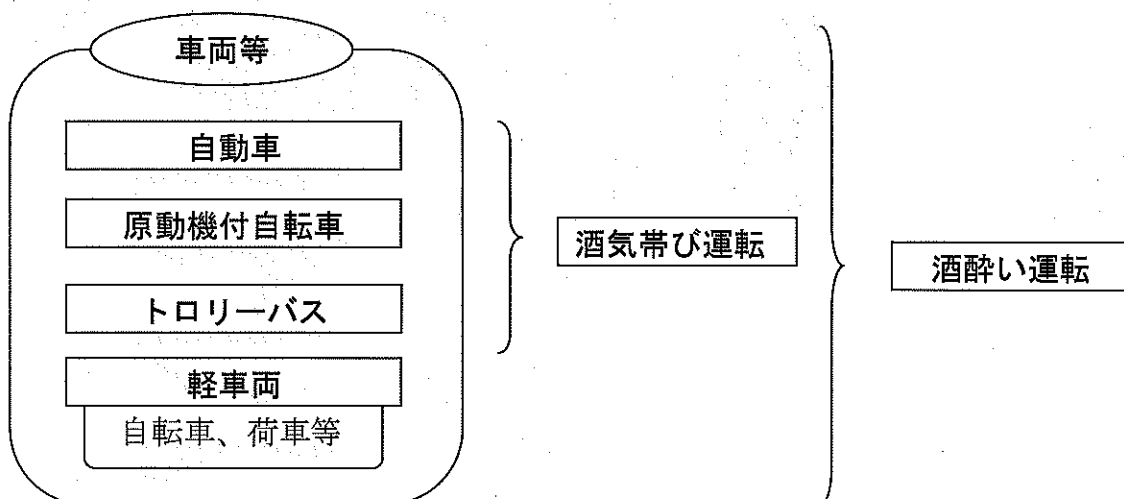
「飲食店営業者」：酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者

「酒類販売業者」：酒税法第九条第一項の規定により酒類の販売業免許を受けた者

「飲酒運転違反者」：道路交通法第百七条の二第一号（酒酔い運転）又は同法第百七条の二の二第一号（酒気帯び運転）の違反行為をした者

「規則」：三重県規則、三重県教育委員会規則又は公安委員会規則

※飲酒運転違反者について



※酒酔い運転の対象は、車両等（道路交通法第百七条の二第一号）

※酒気帯び運転の対象は、軽車両を除く車両等（道路交通法第百七条の二の二第一号）

◎**道路交通法（昭和三十五年法律第五号）** ※「飲酒運転」「自動車等」「飲酒運転違反者」

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～七 （略）

八 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。

十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のものをいう。

十一 軽車両 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

十一の三 身体障害者用の車いす 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車いす（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）をいう。

十二 トロリーバス 架線から供給される電力により、かつ、レールによらないで運転する車をいう。

十三～二十三 （略）

2・3 （略）

（酒気帯び運転等の禁止）

第六十五条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

2～4 （略）

（免許の拒否等）

第九十条 （略）

2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一・二 （略）

三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号又は第三号の違反行為をした者（前二号のいずれかに該当する者を除く。）

四・五 （略）

3～14 （略）

第百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、そ

の運転をした場合において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ。）にあつたもの

二～五 （略）

第一百七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等（軽車両を除く。次号において同じ。）を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

二～七 （略）

◎酒税法（昭和二十八年法律第六号） ※「飲食店営業者」「酒類販売業者」

（酒類の販売業免許）

第九条 酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業（以下「販売業」と総称する。）をしようとする者は、政令で定める手続により、販売場（継続して販売業をする場所をいう。以下同じ。）ごとにその販売場の所在地（販売場を設けない場合には、住所地）の所轄税務署長の免許（以下「販売業免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類製造者がその製造免許を受けた製造場においてする酒類（当該製造場について第七条第一項の規定により製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類及び第四十四条第一項の承認を受けた酒類に限る。）の販売業及び酒場、料理店その他酒類をもつばら自己の営業場において飲用に供する業については、この限りでない。

2・3 （略）

◎租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号） ※「飲食店営業者」

（みなし製造の規定の適用除外の特例）

第八十七条の八 酒税法第四十三条第一項から第九項までの規定は、政令で定めるところにより、酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者がその営業場において飲用に供するため当該営業場において蒸留酒類（同法第三条第五号に規定する蒸留酒類をいう。次項において同じ。）と他の物品（酒類を除く。）との混和をする場合（同法第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が当該製造免許を受けた製造場において当該混和をする場合又は同法第四十三条第十項の規定に該当する場合を除く。）については、適用しない。

2～8 （略）

◎酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号） ※「酒類販売業者」

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律において「酒類販売業者」とは、酒税法第九条第一項の規定により酒類の販売業免許を受けた者をいう。

4・5 （略）

目的（修正案）

2 目的

飲酒運転の根絶に関し、県の責務を明らかにするとともに、県民及び事業者の努力、基本計画の策定、教育及び知識の普及、受診義務その他必要な事項を定めることにより、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現を目的とする。

前文（案）

「飲酒運転による事故から県民一人ひとりの命を守りたい！」この思いは、県民誰もが願う素直な思いである。しかし、法律による厳罰化が進み、飲酒運転に対する社会的非難が高まっているにもかかわらず、県内においても、いまだこの飲酒運転による事故はなくなっていない。そして、この大切な県民の命が、飲酒運転事故という、本来防ぐことができる事故により奪われている。

私たちは、飲酒運転の根絶のためには、法律による厳罰化という外形的な対応だけではなく、規範意識の定着や再発防止という内面的な観点からの取組が必要であると考える。そして、その具体的な取組として規範意識の定着のためには、教育機関等による教育及び知識の普及を、また再発防止策としては、特にアルコール依存症に目を向けることを、その実効性ある施策として掲げる。

また、この飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先し取り組むことはもちろんのこと、県民一人ひとりが、飲酒運転は大切な命を奪う重大事故の原因となることを深く認識するとともに、飲酒運転をしない、させない、許さないという強い自覚を持って取り組むことが重要である。

ここに、私たちは、規範意識の定着、再発防止という観点からの取組を中心に、県、県民等が一致協力し、飲酒運転を根絶するための取組を行うことによって、一日でも早く飲酒運転がなくなる日が来ることに願いを込め、この条例を制定する。

案 例 名 (案)

- 1 わたしたちの願い（三重県）飲酒運転^{ゼロ}推進条例
- 2 三重県飲酒運転^{ゼロ}推進条例
- 3 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例

【 背 景 】
法律による厳罰化が進むにもかかわらず、飲酒運転による事故がなくなるらない

【 方 針 】
◎規範意識の定着
◎再発防止
を柱として、飲酒運転の根絶を図る！！

【 重 視 する 対 策 】
○教育及び知識の普及（←規範意識の定着）
○受診義務（←再発防止）

規 定 の 方 向 性

太陽的

根絶に向けて取り組む環境が自発的に広がると捉える

北風の

根絶に向けて取り組む環境が進むようにある程度主導する

【穏やかな場合の規定の方向性】
県民の努力 → 施策の協力で足りる
特定事業者の区別 → 区別なし
従業員教育 → 事業主に任せる
重点取締区域 → 不要
など

【実効性をもたせた場合の規定の方向性】
県民の責務 → 通報まで求める
特定事業者の区別 → 区別あり
従業員教育 → 必要
重点取締区域 → 必要
など